



教保体第244-2号
令和5年4月28日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されることに伴い、令和5年4月28日付け教保体第242号のとおり学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の一部改正が行われました。

併せて、文部科学省から令和5年4月28日付け5文科初第347号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が発出され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下、「衛生管理マニュアル」という。）」が改定されました。

このことを踏まえ、別添のとおり各県立学校長あて通知しましたので参考に送付します。つきましては、市町村及び各学校の実情に応じて、適切に御対応いただきますようお願いいたします。また、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

～守ろうよ みんなの笑顔 コロナから～

【感染防止対策に関することについて】

担当 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

